

## シリーズ「職場での受動喫煙防止対策」

### (その2) 最近の動向

#### 1) 厚生労働省健康局長通知 受動喫煙防止対策について

平成22年2月には、多くの人が利用する公共的な空間では全面禁煙であるべき、との健康局長通知が出されています。

##### 4 受動喫煙防止措置の具体的方法

###### (1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。

###### (2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めるとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

#### 2) 労働安全衛生法 見直される

さらに、WHOのたばこ規制枠組条約の発効、受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景として、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識も向上していることから、平成22年12月22日に、これまでの労働安全衛生法における快適職場形成の一環とした取組には見直しが必要な状況ではないかとの建議が、労働政策審議会より行われました。

労働安全衛生法の改正は、確実のようです。

##### 労働政策審議会安全衛生分科会報告書概要

- 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
- 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置を取ることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
- 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に「新成長戦略※」の目標を達成できるよう取組を推進

※ 平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための施策等について議論することとしています。